一、なお、すべて当局が解散を実施団体と認めるに至るまでは、既に各工作艦に於ては、基金工作艦内の組合は団体交渉権を認めて居ると雖も当局へ登録に来る者も無き為め、当局は組合の意志を知り得ず、従って軍隊の本質上服従絶対なるの故に基に悖り当局と職工とを如何に労働組合と雖も之を承認し得ざることの辞表に署名捺印を求め